

第六回大阪府庁財政研究会 議事要旨

日時：平成20年10月29日（水）13時30分～16時45分

場所：査定室（本館4階）

事務局において作成した中間報告書（案）について、第5回会合の議論の結果、中間報告書（たたき台）から結論を変更したもの等を中心に議論。

本日の議論を踏まえた上で、事務局において修正等を行い、中間報告書として公表（月上～中旬）。

【(1)「収入の範囲」の「収入」とは】

【(2)退職手当債をどのように考えるか】

検討項目について（委員の主な発言等）

- 「現下の危機的な財政状況を踏まえ、当面3年間（平成23年度まで）を目安として、」とあるが、退職手当債を当面3年間に限定して収入として認める理由がないのではないか。
- 退職手当債については収入に含めるものの、慎重に取り扱う必要があるので、一定の期限を付し、扱いを見直すこととした（事務局）。
- 現行の退職手当債の制度は10年間の時限を切ったもの。3年間に限る必要はない。
- 概念的には、退職手当債を収入には含めるべきではない。あくまで補完的又は時限的なものとして限定的に認めるという位置づけとすべき。
- 少なくとも本来的な収入として、A、Bと同列に扱うべきではない。
- 「制度上認められたものであるが、補完的又は時限的なものとして、慎重に取扱べきもの」としてはどうか。
- 通常の歳入確保について退職手当債と基金が同じグループになっているが、順番にはどちらが優先されるのか。やはり財政調整基金が先でその次に退職手当債ということになるのか。
- 不足する財源の額やその時の状況によって変わるので、同じグループの中で順序決めるのは難しいのではないか。
- 退職手当債の導入ルールとして、「将来世代に過重な負担を生じさせないこと」は、客観性がない。ルールとして位置づけられるのか。イの実質公債費比率を早急健全化基準以上にしない、で言っているのでは。
- ウは、退職手当債の元利償還が増大し、今より厳しい行革をしなければならない一歩をさす。
- イの実質公債費比率25%の基準は7,770億円の取組み額を膨らませば退職手当債の発行を増やすことができってしまう。しかし発行額が増えると将来負担も膨むので、歯止めをかけるためにも、何らかの基準が必要。
- 客観性がなくとも、後年度の元利償還の歯止めとして、大事な基準ではないか。
- 退職手当債のコントロールが必要であると記載されているが、コントロールのル

ルが必要だ。

- 前回までの議論で、償還計画も考慮の上、起債を総額で管理すべきとの意見があったが、その点が報告書(案)で述べられていない。
- 現時点では起債の総額管理の具体的な基準を設定するのは難しい。
- 府財政が厳しいのは事実だが、無駄な事業に予算を使ったからではなく、行政の命として、今まで行政サービスを安定的に提供してきたことを、もっと評価・主すべき。総論部分できっちり書くべきだ。

【(5) 独自の財政指標のあり方について】

検討項目について（委員の主な発言等）

- 文章で長々と書くのではなく、どの指標を検討するのか明確に書くべき。
- 事務局の原案では、はっきりしない。何をめざした指標なのかははっきりすべき。精緻な指標は、健全化4指標に委ねても良いのでは。
- そもそも独自の指標とは、他府県との比較が可能な健全化法の4指標に加えてもいような専門的な(難しい)指標にするのか、府民にわかりやすい指標とするのかによって、アプローチが違う。入り方を見直す必要があるのではないか。
- 府が出した数値を外部の委員やコメンテーター(評論家)等に解説してもらって府民にわかり易く説明するという方法もあるのではないか。
- そもそも「健全な財政運営」の定義をおさえる必要がある。また、指標については、専門な分析をする者向けのIR的な指標と、府民へわかり易く説明できる指標双方が必要では。
- 例えば、府債残高に関する指標を全国や類似府県の平均値にする目標も考えらる。
- 一般府民には、起債の関係と経常収支の関係がわかりやすい。
- 制限指標だけでなく参考指標でも良いから、指標はわかりやすく。
- 損失補償や短期貸付にどの程度リスクがあるか示す必要がある。
- よく使われる「経常収支比率80%を上回らない」にしても、過去の事例に基づものであり、数字上の根拠はない。
- 「～であるべき」という視点では、基準を定めるのも難しい。「最低限ここまでクリアしないとイケない」ものとして定める方法もあるのではないか。
- 報告書(案)にある前三者の指標は自治体として生き残るための指標であるが、経収支比率的な指標は、本来あるべき姿を表現するものであり、性格が異なる。
- 経常収支比率に関してはプログラム案の指標でもあり、経常的な収支を示す指標検討は必要。
- その際、制限的な指標とするか参考指標にするかの議論は必要。
- 「この数年間は退職手当が高水準で続くこと」表記されている部分については、巨額な退職金が支給されていると誤認される。団塊の世代の職員の大量退職により額が膨らんでいるとの表記にすべき。
- 事務局で指標の設定の難しさや問題点をきっちり書いて欲しい。シンプルな指標専門性の高い指標の各々のメリット、デ・メリットを書いて欲しい(議長)。

【(9) 行政コスト計算をどこまでやるべきか】

検討項目について（委員の主な発言等）

- 人件費と事業費の関連性が密接な事業の例として府立学校の運営が挙げられ、コスト分析の代表例として扱われるように読めるが、府立学校では人件費を中心としたトータルコスト分析を目的としている訳ではない。
- 府営住宅も人件費と事業費が密接な事業であるからコスト分析を行っているわけではなく、収入と支出の関連性の観点からやっている。
- 規制行政は、行政コスト計算の対象としてなじまない。対象の範囲を示すことも必要。
- 全ての事業をコスト分析の対象とするのは不可能であり、意味が無い。
- 何のためにするのか。その目的によって、対象事業や含めるコストの範囲も変わってくる。府民に更なる負担への理解を求めると行うのか、また、府職員の意向向上させるためにするのか。直接的にかかっている経費だけでなく、間接的にかかっている経費もどこまで含めるのか（例えば、事業の予算査定をしている財政課員の経費も含めるのか）。
- 対象としては、府民の関心があるもの、話題性が高いもの、既に取り組みを実施しているものなどを想定している（事務局）。
- 現時点で本格的導入ができるか、すべきかはっきりしていないのに、本格的導入目指す表現は差し控えるべき。
- 試験的实施する事業の選定の考え方と事業例がなじんでいない。試験的实施後の対応とともに、事務局において再考して欲しい。

【(10)メリットシステムについて】

検討項目について（委員の主な発言等）

- 経費節減の確定が2月補正に間に合わないケースはどうなるのか。
- 行革効果とは、基本的に、計画的な行革の取組みによって生じるものと位置づけられるので、2月補正に間に合うものと思うが、事案によっては、部局独自の「特段」の行革努力として考慮することもあり得る(事務局)。
- 行革効果、当然減、部局独自の「特段」の行革努力、それぞれの定義を明確にする必要がある。
- 「予算編成過程を通じて全庁的に収支改善効果を再配分」や「部局独自の特段の行革努力にはインセンティブを付与する」とあるが、それを財政課が判断するのか、透明性、公平性が担保できるようにしなければならない。
- 予算編成過程での対応だけでは手法が見えてこない。
- 府有財産の売り払いによる歳入確保等についても、メリットシステムに読み込むべきだ。
- 計画上、財産売払収入額はおり込まれているが、部局別の内訳がない。メリット配分する時のルールづけが必要。
- 21年度予算からとは、20年度2月補正から財政調整基金に積み込みを始めるというとか。
- 21年度当初予算から導入したいと考えている(事務局)。
- 「オール大阪」としては良い仕組みだが、部局にインセンティブが働くのかが

問。むしろ、取り崩したものを何に使うか（例えば「ビジョン」）を明確に示し、部に出してもらうことにすればいいのでは。

- 「ビジョン」用といっても、インセンティブは働かない。
- 自分の部局で行革効果を使うことができなければ、インセンティブが働かない。
- 報告書(案)の書き方が財政課目線になりすぎている。収支ギャップを補うためののしか読めないで、インセンティブが起りにくい。
- このシステムではインセンティブが働かないし、当初予算段階で行革効果は固めのが通常。このシステムは機能しない。
- 全庁的なシステムではメリットを感じない。努力分は部局の中で使わせてくれなと。
- 財政調整基金に積立てることはいい。それがどのように使われているかについてどこまで具体的に書けるか検討し、表現を工夫する(議長)。

【(11) 予算の使い切り防止】

検討項目について（委員の主な発言等）

- 各部総務課への緊急対応分の予算措置が21年度予算からであるなら、20年度決算から公表するのは、部局に対処法がない状態で実施することになるので適切ではない。
- 公表するにあたり、集計作業などで膨大な負担が発生することの無いようにすき。
- フラットファイルなど年度当初に需要が高いものの購入は、3月になってしまう。それを1月までに購入するとなると保管場所の問題も発生する。
- 執行結果だけを公表するのではなく、何をどのような視点で評価するのか、まず整理する必要がある。購入実績が、フラット（一定）になっているから良いというのでもない。事業の実施時期等にも影響し、需要には波が生じる。
- 購入計画と実績の差が小さければいいのか。計画どおりに執行するという事は予算を使い切っているとも言えるのではないか。
- 監査は何をもとにチェックするのか。
- 計画との乖離をチェックするのではないか。
- 監査のチェックは実際に不適正な執行やムダな執行があるかどうかであって、単に計画から乖離しているから指摘というのはおかしいのではないか。
- 「所属長等の評価にも反映」とあるが、所属長は、この事のみを取り沙汰して評されるものではない。敢えて記載する必要はない、削除すべきである。
- 20年度は取り敢えず、2、3月の執行額を部局単位で出して公表してみてもどうか。膨大な事務量は避けるべき。
- 20年度や、21年度から対応を始めるなら早く言って欲しい。
- 各部局の事務的な負担が過重な負担とならない仕組みにすべきだ(議長)。

【(14) 補助金交付先の暴力団関係者排除のあり方】

検討項目について（委員の主な発言等）

- 補助事業(700件程度)をすべて照合の対象とするのは、膨大な作業が伴うため不能。対象の絞り込み、実施手法等の検討が必要。
- 「当面、建設関連事業のみを対象とする・・・」とあるが、裏返せば、他の事業は不要なと言っていることにもなる。また、市町村などの公的な団体について特に定めるべきなのか。この段落ごと削除してはどうか。
- 全件を対象とすると膨大な作業となるため、事務量を抑制する必要がある。ルール上、対象を限定するのは困難であるが、運用面で調整することは可能ではないか。
- そもそも暴力団の情報を外部に提供できるのか否かによって、対応が大きく異なってくる。提供の可否をまずつめるべきだ。
- 情報提供について、ある企業が暴力団若しくは暴力団関係であるという情報は、個人情報には当たらないため、個人情報保護条例の観点からすれば問題ないが、府での情報の取扱いの考え方や他府県への影響についても検討されるべきものである。
- ケースによっては営業妨害として、訴訟問題に発展することもありうるのでは。
- 補助金交付要綱に、暴力団等と判明した場合は、交付決定の取消・補助金の返還しなければならない旨、定めるだけでも、抑制効果は期待できるのではないか。
- 情報提供の可否をつめない限り具体策は書けない。また、もう少しコンパクト、簡潔に書くべきだ(議長)。

【(16)財務諸表について】

検討項目について(委員の主な発言)

- 現時点では、府立学校の運営に財務諸表を導入するつもりはない。あくまで一人当たりのコストを示すにとどめる予定。
- 東京都の場合でも、科目別や事業別の整理表が簡単に出てくるものではないと聞いている。
- 導入効果について不明確な現状としては、今後は、他府県での導入効果を見極め、上で、慎重に検討していくというアプローチになるのではないか。

【報告書全体について】

(委員の主な発言)

- 全体的に新たな考え方やルールの導入時期などが細かく記載されているが、この研究会に実施の可否を決定する権限もなければ、その時期を決める権限もない。報告書全体を通して、表現を改めるべきではないか。
- 議論している16項目について、なぜこの項目について検討することになったのか説明がない。
- これまでの財政運営が悪かったので、赤字が膨らんだという論調になっているが決してそうではなく、財政構造の問題や三位一体改革や税源移譲の国の施策に大きく起因している実情も書くべきである。
- 過去の財政運営を否定するのではなく、サービスを維持してきたなど、評価すべきところは評価し、なぜこうした財政運営を行ってきたかという府民に対するメッ

ージをもっと盛り込む必要があるのではないか。

※読みやすいように事務局で編集している。

<以上